破産手続終結

平成２７年（フ）第３１０号
千葉市中央区末広３丁目３番10号
破産者　株式会社こくぼ
1　決定年月日　平成28年７月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第９７２号
埼玉県所沢市東町６－８メゾンヴァンテアン202号室、住民票上の住所さいたま市緑区大字三室878番地６
破産者　遊馬由佳子
1　決定年月日　平成28年７月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第３４号
千葉県船橋市夏見４丁目１番11号
破産者　有限会社ＡＳ－ＯＮＥ
1　決定年月日　平成28年７月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１６７号
奈良県北葛城郡広陵町大字安部534番地
破産者　株式会社小原製菓
1　決定年月日　平成28年７月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第７３号
茨城県鹿嶋市宮中６丁目３番15号
破産者　株式会社貴栄会館
1　決定年月日　平成28年７月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
水戸地方裁判所麻生支部

平成２７年（フ）第１３６号
愛知県西尾市吉良町上横須賀蔵屋敷34番地３
破産者　有限会社水谷運輸
1　決定年月日　平成28年７月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第２２号
兵庫県美方郡香美町香住区上計203番地の10
破産者　有限会社マルカイ水産
1　決定年月日　平成28年７月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２８年（フ）第１９９号
東京都府中市西原町４丁目28番地の９
破産者　田中　澄子
1　決定年月日　平成28年７月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１１号
横浜市都筑区川向町1349番地
破産者　株式会社マックス
1　決定年月日　平成28年７月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２６年（フ）第４８２号
大阪府泉大津市池園町11番11号
破産者　鈴木　和人
1　決定年月日　平成28年７月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第６０号
大阪府泉南郡熊取町山の手台２丁目６番６号
破産者　吉野　　勝
1　決定年月日　平成28年７月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第６１号
大阪府泉南郡熊取町山の手台２丁目６番６号、開始決定時の住所大阪府泉佐野市旭町５番20号
破産者　吉野健治郎
1　決定年月日　平成28年７月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第１６８号
奈良県桜井市大字太田103番地の14、開始決定時の住所奈良県北葛城郡広陵町みささぎ台38番16号
破産者　小原　　勇
1　決定年月日　平成28年７月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第４６６号
広島県尾道市長江３丁目16番49号、開始決定時の住所大阪府吹田市佐井寺２丁目21番17―606号
破産者　井上　十吉
1　決定年月日　平成28年７月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５４２号
名古屋市中村区那古野１―44―１　プラーチドⅡ502号、住民票上の住所愛知県北名古屋市西之保南若64番地２
破産者　楳村　美鶴
1　決定年月日　平成28年７月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１２９号
愛知県岡崎市井ノ口新町10番地１　Ｌａ　ｐｒｉｍａｖｅｒａ　101号室、住民票上の住所愛知県豊田市花園町塩倉３番地８
破産者　信長製麺こと　近藤　浩司
1　決定年月日　平成28年７月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第２４５号
愛知県西尾市西幡豆町郷中15番地１
破産者　鈴木さと子
1　決定年月日　平成28年７月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係